

議 事 録

会議の名称	平成30年第1回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成30年1月25日(木) 午後2時5分から 午後3時10分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議 題	<ul style="list-style-type: none"> 1 第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) 2 第2号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年) 3 第3号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間) 4 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 5 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 6 第6号議案 本庄市農地利用最適化推進委員候補者の決定について 7 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 8 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 9 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> 1 平成30年第1回本庄市農業委員会総会議案 2 平成30年第1回総会 その他連絡事項 3 農業委員会活動に対するお礼と全国農業新聞の継続購読のお願い
主 管 課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻を過ぎましたが、ただ今より総会を始めさせていただきます。</p> <p>最初に、開会の言葉を井上会長代理にお願いいたします。</p>
井上会長代理	<p>皆さん、明けましておめでとうございます。平成30年第1回本庄市農業委員会総会をこれより開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さん改めまして、明けましておめでとうございます。昨年中は大変お世話になり、ありがとうございました。また18日には農業者年金の説明会を開催したところ、少人数でしたが全員が農業者年金に入る様子であり、効率が良かったのではないかと思います。その後、皆さんご存知のとおり雪が降り、心配しましたが、皆さんの心がけのよいおかげで管内、または埼玉県内でも被害は無かったようです。一昨日、農林振興センターの所長及び職員と打合せをしましたが、農業委員の皆さんがビニールハウスを壊さないように地元で奮闘した結果、被害を食い止めることができましたことを感謝申し上げます。農林振興センターより特に喜ばれましたので、ここにご報告いたします。今日は名残惜しいのですが、これが最後の総会になります。是非、実りある総会になりますようお願いいたしまして、簡単ですけれども開会に当たっての挨拶に代えさせていただきます。どうぞ本日もよろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員36名全員の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入りますが、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>着座のまま失礼します。議事に入る前に本日の議事録署名委員及び会議書記の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は7番俣田委員及び8番長沼委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p>

	<p>また、会議書記は、事務局職員の中村主査を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>第1号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第1号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第1号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、2ページから33ページまでをご覧ください。今回の申請件数は、106件です。田190筆及び畑129筆の面積合計510,498㎡の利用権設定でございます。それらのうち、7ページのNO.35から33ページのNO.106までの72件については、農地中間管理事業の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第1号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第1号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第1号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p>

	<p>次に、第2号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（通年）を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第2号議案を説明いたしますので、34ページをご覧ください。第2号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（通年）を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画（案）に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、35ページから51ページまでをご覧ください。賃借権の設定等を受ける土地が田183筆、畑81筆、面積合計で443,096㎡でございます。設定する権利は、すべて賃借権となっております、それらの設定を受ける者は、記載のとおり20名となっております。</p> <p>農用地利用配分計画（案）に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、33番池田芳野委員及び37番荻野委員につきましては、賃借権の設定等を受ける者として、本人又は同居の親族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>（池田芳野委員及び荻野委員 退席後）</p> <p>第2号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、お諮りいたします。第2号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし、の声）</p> <p>ご異議ございませんので、第2号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。池田芳野委員及び荻野委員の復席をお願いしま</p>

	<p>す。</p> <p>(池田芳野委員及び荻野委員 復席)</p> <p>次に、第3号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第3号議案を説明いたしますので、52ページをご覧ください。第3号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、53ページから65ページまでをご覧ください。賃借権の設定等を受ける土地が田132筆、畑64筆、面積合計で315,999㎡でございます。設定する権利は、すべて麦作期間の使用貸借となっております。それらの設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>第3号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第3号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第3号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第4号議案農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第4号議案を説明いたしますので、66ページをご覧ください。第4号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付</p>

	<p>するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、67ページをご覧ください。申請件数は、4件です。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町長沖地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設用地です。申請事由は、太陽光発電施設設置工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、68ページをご覧ください。4-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、私から報告いたします。4-1の地図をご覧ください。申請地は児玉地域の〇〇〇〇〇沿いにあります。現在、畑であるものの耕作しておらず荒れている状況です。事務局の説明のとおり、違反はなく、周辺にも影響がない場所です。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p> <p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2についてですが、整理番号3及び4と申請人及び転用目的が同一であり、申請地についても近隣地であることから、整理番号2から4までを一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>

事務局長	<p>整理番号2から4までを一括して説明いたしますので、67ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆と田2筆、面積は記載のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設用地です。申請事由は、太陽光発電施設設置工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田委員でございます。</p> <p>申請地は、69ページをご覧ください。4-2、4-3及び4-4については、3件の申請地いずれも農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは整理番号2から4までについて、福田委員の報告をお願いいたします。</p>
福田委員	<p>32番福田です。報告させていただきます。4-2、4-3、4-4の地図をご覧ください。この案件につきましては、申請人より連絡があり、去年の11月24日に現地を案内していただき調査して参りました。4-2、4-3、4-4の農地は現在、遊休農地になっております。遊休農地を活用した太陽光発電施設の申請であります。申請地の周辺も遊休農地になっており、近隣に迷惑をかけることはありません。また、遊休農地の解消に繋がります。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>整理番号2から4までについて、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。はい、武政委員どうぞ。</p>
武政委員	<p>19番武政です。現場の日照時間は問題ありませんか。</p>
福田委員	<p>申請地の周辺は山に囲まれています。私が11月に現地調査をした時には、朝8時半頃に申請地の場所には日が当たっておりました。議案書をもらい、今週の日曜日にも確認したところ、日が当たる場所に申請してあることを確認しましたので、日照時間については大丈夫だと思います。</p>
議長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2から4までの許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号2から4までについては、3件とも許</p>

	<p>可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第5号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第5号議案を説明いたしますので、70ページをご覧ください。第5号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げますのでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、71ページ及び72ページをご覧ください。申請件数は、15件で、所有権移転11件、賃借権2件及び使用貸借権2件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、71ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、73ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>3番宮部です。5-1の地図をご覧ください。申請地の北側は山であり申請地は山の裾に位置しております。申請地周辺は住宅が多く存在しております。皆さまの慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当</p>

	<p>とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号1については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、71ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、仁手地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅用地です。用途地域は、指定なしです。平成29年5月24日付けで農振農用地区域から除外されています。都市計画法第34条第12号の適用土地となっています。地区担当は、井上会長代理でございます。</p> <p>申請地は、74ページをご覧ください。5-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が分家住宅用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、井上会長代理の報告をお願いいたします。</p>
井上会長代理	<p>16番井上です。報告いたします。受人は渡人の孫です。外に出ていた受人が帰ってきて家を建てたいということで申請しました。すでに農振農用地区域から除外が済んでおり、今回の申請が通れば住宅が建てられると思いま。皆さまの慎重審議よろしくお願いま。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたしま。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたしま。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、71ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、進入路拡張用</p>

	<p>地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、長沼委員でございます。</p> <p>申請地は、75ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。</p>
議長	<p>整理番号3について、長沼委員の報告をお願いいたします。</p>
長沼委員	<p>8番長沼です。報告します。5-3の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇〇〇から南へ少し入ったところにあります。受人は家を建て直す予定であり、入り口がかなり狭いので、渡人をお願いをして進入路として拡張してもらうことになりました。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、71ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、庄田委員でございます。</p> <p>申請地は、76ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、</p>

	申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号4について、庄田委員の報告をお願いいたします。
庄田委員	24番庄田です。報告をいたします。5-4の地図をご覧ください。申請地の南側は〇〇〇があり、北側は〇〇〇が通っております。太陽光発電施設ができて周辺に迷惑をかけることはないと思います。皆さまの慎重審議よろしく申し上げます。
議長	整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号5を説明いたしますので、71ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、長沼委員でございます。 申請地は、77ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号5について、長沼委員の報告をお願いいたします。
長沼委員	8番長沼です。報告いたします。5-5の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇の〇〇〇で〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇に登っていく坂の隣にあります。申請地の南側には住宅があり、少し日陰気味です。申請地の西側は橋脚があり、申請地の西側の白い部分は駐車場として使用されております。そこと申請地を合わせて、建売住宅用地にするそうです。周辺に迷惑をかけるこ

	<p>とはないと思います。皆さまの慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、71ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、長屋住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、高橋博委員でございます。</p> <p>申請地は、78ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について、高橋博委員より調査報告をお願いいたします。</p>
高橋博委員	<p>29番高橋博です。報告いたします。5-6の地図をご覧ください。右上の先が〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇がある場所です。申請地を現地確認しましたが、以前は畑だった場所が草退治されており、周辺には住宅が建ち、周辺に迷惑をかけることはないと思います。皆さまの慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p>

	<p>可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号7及び8については、2件とも許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号9について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号9を説明いたしますので、72ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅用地です。用途地域は、指定なしです。平成29年8月30日付けで農振農用地区域から除外されています。地区担当は、清水会長代理でございます。</p> <p>申請地は、80ページをご覧ください。5-9については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が分家住宅用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号9について、清水会長代理の報告をお願いいたします。</p>
清水会長代理	<p>14番清水です。報告します。受人と渡人の関係は親子です。長男が分家住宅を造るということです。5-9の地図をご覧ください。申請地の周りに太い線がありますが、これは〇〇〇と〇〇〇との境界線です。〇〇〇〇の分が飛び出たところに分家住宅を造るということです。申請地の南側は荒れたところが多い状況で、周辺の農地に迷惑をかけるということは考えにくいと思います。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号9について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号9の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号10について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号10を説明いたしますので、72ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面</p>

	<p>積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、高橋清一郎委員でございます。</p> <p>申請地は、81ページをご覧ください。5-10については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	整理番号10について、高橋清一郎委員の報告をお願いいたします。
高橋清一郎委員	<p>21番高橋清一郎です。説明させていただきます。81ページの5-10の地図をご覧ください。申請地は南傾斜の段々畑です。第1種中高層住居専用地域ですが、家が建つ状況ではございません。本泉や小平の山を想像していただければ分かるように、段々畑の真ん中にございますので、農耕機具が入ることが難しいです。現地確認したところ、太陽光発電施設ですと南向きですので、良く発電するのではないかと思ひました。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号10について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号10の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号11について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号11を説明いたしますので、72ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、住宅敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、82ページをご覧ください。5-11については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可</p>

	<p>相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号11について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>3番宮部です。5-11の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のすぐ西側にあり、小さいのですが、申請地の矢印の辺りに昔、水路を造りました。そのときに渡人の畑が少し飛地になってしまいました。受人と渡人は親戚であり、生きているうちに整理しておきたいということで申請されました。皆さまの慎重審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>整理番号11について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号11の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号12についてですが、整理番号13から15までと受人及び申請事由が同一であり、申請地についても近隣地であることから、整理番号12から15までを一括して審議します。事務局より説明を求めます</p>
事務局長	<p>整理番号12から15までについて、一括して説明いたしますので、72ページをご覧ください。まず、整理番号12についてです。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田委員でございます。</p> <p>次に、整理番号13についてです。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田委員でございます。</p> <p>次に、整理番号14についてです。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田委員でございます。</p> <p>次に、整理番号15についてです。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区</p>

	<p>分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田委員でございます。</p> <p>申請地は、83ページをご覧ください。5-12、5-13、5-14及び5-15については、ともに農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号12から15までについて、福田委員の報告をお願いいたします。</p>
福田委員	<p>32番福田です。報告いたします。5-12の地図をご覧ください。受人と渡人の関係は親戚です。渡人は後継者がなく、申請地は遊休農地になっております。受人は遊休農地を活用するため、太陽光発電施設用地として購入したいとのことです。5-13の地図をご覧ください。ここは渡人が高齢者ということで、現在耕作できない状況です。先ほどの第4号議案の整理番号2の太陽光発電施設用地として申請された場所に隣接しているため、申請地を太陽光発電施設用地として転用申請したそうです。5-14の地図をご覧ください。ここは受人と渡人は近所付き合いをしております。先ほどの第4号議案の整理番号3の申請地に隣接しているため、申請地も遊休農地になっております。受人が太陽光発電施設の計画を相談したところ、渡人が了解し、借りることになったそうです。5-15の地図をご覧ください。ここは渡人が耕作できない状況であり、先ほどの第4号議案の整理番号4の申請地に隣接しているということで購入したいということです。整理番号12、13、14、及び15いずれも太陽光発電施設用地としての申請です。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号12から15までについて、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号12から15までの許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号12から15までについては、4件とも許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>

	<p>次に、第6号議案本庄市農地利用最適化推進委員候補者の決定についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第6号議案を説明いたしますので、84ページをご覧ください。第6号議案本庄市農地利用最適化推進委員候補者の決定について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則第10条第1項の規定により、本庄市農地利用最適化推進委員候補者として決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の意見を基に、別紙25名を本庄市農地利用最適化推進委員候補者として決定するため議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>別紙25名の農地利用最適化推進委員候補者一覧表をご説明しますので、85ページをご覧ください。一覧表の項目については、担当区域、住所、氏名、生年月日及び略歴が記載されております。候補者25名の各項目については、記載のとおりでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>私から本庄市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程第2条の規定に基づきまして、推進委員候補者の選考を行った結果を報告いたします。去る平成29年10月25日に第1回会議を、12月25日に第2回会議を開催し、候補者の選考について協議いたしましたので、その内容について、ご報告いたします。</p> <p>まずは、応募の結果についてでございます。本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則に基づき、平成29年9月27日から10月26日までの30日間、推薦の求め及び募集が行われ、定数25名に対しまして、推薦者25名、応募者0名でございました。担当区域及びその定数について確認しましたところ、担当区域における定数とその推薦者数は、すべての区域において同数でございました。</p> <p>次に、応募のありました者について、欠格事由の審査及び農業委員との兼職状況を確認しましたところ、欠格事由の該当者及び農業委員兼職者は、一人もおりませんでした。</p> <p>次に、選考内容についてでございますが、まずは、選考方法の協議をいたしまして、評価項目及び評価点を定めて、応募者ごとに、書類審査によって評価することに決しました。</p> <p>その内容についてですけれども、農業委員会等に関する法律第17条第1項の熱意と識見について、つまりは委嘱要件を評価いたしました。このうち、熱意につきましては、推薦書の推薦の理由欄に記入いただいた内容で評価いたしました。担い手への農地利用の集積・集約化に関する考え方、遊休農地</p>

	<p>の発生防止・解消に関する考え方及び新規就農の促進に関する考え方について、30点を配点いたしました。</p> <p>次に、識見につきましては、推薦書の経歴欄、農業経営の状況欄、農業委員経験の有無欄及び推薦の理由欄に記入いただいた内容で評価いたしました。営農経験、農業経営の状況、農業関連役員経験、地域等の信頼及び地域貢献について、60点を配点いたしました。</p> <p>次に、その他の評価項目として、他市町村の農業委員又は農地利用最適化推進委員に推薦・応募中、又は任命・委嘱をされているか否かの別欄及び住所欄に記入いただいた内容で評価いたしました。他自治体での農地利用最適化推進委員の兼職及び担当区域における居住状況について、10点を配点いたしました。</p> <p>以上の3つの評価項目及び配点によって、すべての応募者を評価しましたところ、25名全員が概ね良好な評価点であったため、選考委員会といたしまして、25名全員を候補者に推薦すべきであるとの意見にまとまりました。</p> <p>以上で、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の意見報告といたします。</p> <p>それでは、皆さまから、第6号議案について、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第6号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第6号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第1号を事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>報告第1号を説明いたしますので、86ページをご覧ください。報告第1号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、87ページをご覧ください。専決処分件数は、6件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出な</p>

	ければならないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第2号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第2号を説明いたしますので、88ページをご覧ください。報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、89ページをご覧ください。専決処分件数は、8件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第3号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第3号を説明いたしますので、90ページをご覧ください。報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。 賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、5件です。その通知内容は、91ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。 以上で報告を終了いたします。 皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。 委員の皆さまからその他で何かありましたら、挙手により発言していただければと思います。 (なし、の声) 発言がないようですので、ここで議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。
事務局長	事務局よりその他連絡事項を説明いたします。本日は、7点でございます。 まず、1点目ですが、新体制移行後の農業委員スケジュールについてです。 任命書交付式が2月10日(土)午後1時から、初総会が午後1時30分か

ら、ともに本庄市役所大会議室において開催予定でございます。その後、調整会議、農業委員研修会及び個人写真撮影等を予定しております。なお、終了予定時刻は午後5時となっております。

次に、2点目です。農地パトロールによる荒廃農地調査結果についてです。各農業委員さんに暑い中ご苦勞いただきました農地パトロールの結果がまとまりました。A分類につきましては、59.6ha（前年比△1.4ha）で、内訳としましては新規発生+2.6ha、農地への再生△4.0ha転用0haです。次にB分類につきましては、1.9ha（前年比±0）でございました。

次に、3点目です。本庄市農地利用最適化推進委員候補者の選考結果の送付についてです。先ほど本庄市農地利用最適化推進委員候補者の決定について議決いただきまして、推薦された方々が候補者になったのかどうかの結果通知となります。総会終了後に、地区代表委員の皆様へ選考結果通知をお渡しいたしますので、推薦された方と推薦した団体等へお渡しくださいますようお願いいたします。なお、推進委員の委嘱議案については、2月10日の初総会におきまして、上程され、質疑後に採決されて、正式に25名の推進委員の委嘱が決定いたしますので、ご了承願います。

次に、4点目です。農業委員活動に対するお礼と全国農業新聞の継続購読のお願いについてです。お手元に、全国農業会議所及び埼玉県農業会議からのお願いの文書を配付させていただきました。農業委員任期の3年間における農業委員活動に対するお礼と全国農業新聞の継続購読のお願いでございます。任期満了により退任される方につきましては、恒例により、退任後1年以上の継続購読をお願いしておりますので、今期の委員さんについても、継続購読にご協力をお願いいたします。3月分からのお支払いにつきましては、個別の口座より引き落としの手続きをさせていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

次に、5点目です。退任される方の委員報酬の支払いについてです。報酬額につきましては、2月9日分までを日割計算しまして、1月分と2月分を合計して2月26日支払いを予定しております。

次に、6点目です。旅行費及び慶弔費の清算についてです。旅行費及び慶弔費積立金については、2月9日の任期満了後に清算し、報酬の指定口座へ振込みをさせていただきます。なお、清算報告及び振込日等につきましては、後日、郵送にてご連絡させていただきます。

次に、7点目です。その他として、田端会長の2月9日までのスケジュールを記載させていただきました。

	<p>その他連絡事項で皆さまから何かご質問があれば、挙手にてお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>発言がないようですので、その他連絡事項を終わります。</p> <p>最後に閉会の言葉を清水会長代理からお願いいたします。</p>
清水会長代理	<p>3年間、皆さんご苦勞様でした。選挙をして務めていただいた3年間でした。最後は和やかに進行した感がありますが、終り良ければ全て良しと申します。農地利用最適化推進委員になられる方が7名いるということで心強く思いますが、これから皆さんが様々な場所で農業に関わっていくことと思います。せっかく農業委員会を通して知り合ったので、今後とも仲良く情報交換しながら、様々な農業を進めていければ良いと思います。本当に3年間苦勞様でした。ありがとうございました。</p> <p>これで平成30年第1回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p>

平成30年第1回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成30年1月25日(木)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時5分
閉会時刻	午後3時10分
会長	田端 講一
会長代理	清水 茂則 ・ 井上 孝

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人
1	津久井伊知衛	出席		20	亀田 伸一郎	出席	
2	飯島 和憲	出席		21	高橋 清一朗	出席	
3	宮部 延一	出席		22	小暮 明男	出席	
4	杉田 康隆	出席		23	小山 文子	出席	
5	浅見 精治	出席		24	庄田 榮	出席	
6	小川 忠	出席		25	堀口 隼雄	出席	
7	俣田 裕	出席	○	26	池田 稔	出席	
8	長沼 茂夫	出席	○	27	田端 講一	出席	
9	松本 健治	出席		28	金井 一吉	出席	
10	細野 林之助	出席		29	高橋 博	出席	
11	奥原 定雄	欠席		30	欠 番		
12	金井 裕	出席		31	福島 清次	出席	
13	細野 俊文	出席		32	福田 光男	出席	
14	清水 茂則	出席		33	池田 芳野	出席	
15	塩原 英彦	出席		34	関根 道夫	出席	
16	井上 孝	出席		35	間正 始	欠席	
17	坂本 静枝	出席		36	関根 延一	出席	
18	林 秀信	出席		37	荻野 浩	出席	
19	武政 恒雄	出席					

説明員

事務局長	飯塚 正英
局長補佐兼農地係長	高山 教子
主査	中村 真敏
主査	古澤 千恵子
専門員	津久井 伊久弥

書記

主査 中村 真敏